

成長産業試作開発支援事業 応募に関するよくある質問

R 8. 4

1. 【制度目的・概要について】	
質 問	回 答
① この事業の目的は何ですか。	21世紀の兵庫を担う次世代産業分野の「航空・宇宙」「環境・水素等新エネルギー（蓄電池含む）」「健康・医療」、分野共通の製品（半導体等）について産業の育成を図るため、新製品の實用化、社会実装を目指す中小企業を支援し、本格的な新製品開発や既存製品の改良につなげていくことにより、本県経済の活性化につなげることを目的とします。
② 委託事業ではないのですか。	本事業は、委託事業ではなく補助事業です。試作開発提案募集により試作開発に必要な経費を新産業創造研究機構が補助します。補助事業であるため、採択事業者が主体的に試作開発を進めていただく必要があります。
③ なぜ「補助期間が1年」なのですか。	本事業は、製品開発における技術的課題の解決に一定の見通しが立っており、試作開発を進めた上で製品化・實用化を計画できる状況にあるため、事業期間を1年間としています。
④ 試作開発終了後、必ず製品化、事業化につなげなければならないのですか。	試作開発終了後は、製品化・事業化につなげるよう努めていただきます。なお、事業実施後5年間については追跡調査を行い、必要に応じて状況をお伺いする場合がありますので、ご了承ください。 また、本試作開発終了後に国等の競争的資金を活用した大規模プロジェクトへ移行する場合も報告をお願いします。
⑤ 補助事業で取得した機械装置等の設備の扱いはどうなりますか。	この補助事業で取得した財産の所有権は、採択事業者にあります。ただし、補助事業以外の目的で使用することは認められず、事業終了後、譲渡や他の用途へ転用する場合には、補助金の返還等別に定める規定に従っていただきます。
⑥ 補助事業で取得した特許等の扱いはどのようになりますか。	この補助事業の実施により得られた知的財産権（特許等）は、採択事業者に帰属します。

2. 【応募要件・資格について】

質問	回答
①成長産業育成コンソーシアムに参加していないと応募できませんか。	成長産業育成コンソーシアムに参加いただくことが必要です。その上で、兵庫県内に試作開発拠点がある中小企業に限定されます。
②複数の企業が共同で応募できませんか。	中小企業1社での応募が条件です。
③プロジェクト・リーダーの役割は何ですか。	試作開発プロジェクトの運営および経費の管理等を行っていただきます。
④採択が決まると試作開発提案書に記載した補助金希望額が確約されるのですか。	試作開発提案書に記載された補助金希望額は、必ずしも確約されるものではありません。 採択後、ヒアリングや補助金交付申請手続きを経て、予算の範囲内で必要と認められる補助金額が決定されます。その後、試作開発終了後の帳票検査の結果、補助対象として認められた金額が補助金として支給されます。

3. 【対象産業分野について】

質問	回答
① 対象産業分野は何ですか。	成長産業分野の「航空・宇宙」「環境・水素等新エネルギー（蓄電池含む）」「健康・医療」、分野共通の製品（半導体等）です。これらの産業分野の事業拡大又は新規参入を目的とする試作開発を対象とします。
②複数の分野にまたがる場合はどうするのですか。	分野が複数にまたがっていても問題ありません。ただし、試作開発提案書の分野選択においては、何が「主な分野」に該当するのか示す必要があります。
③補助率、補助金の額はどれくらいですか。	採択プロジェクト1件に対し、定率（補助率1/2、上限300万円）を補助します。ただし、消費税等補助対象外の経費があります。また、補助金額については、補助金希望額を限度に新産業創造研究機構予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 【評価・採択について】

質問	回答
①評価・採択はどのように行われるのですか。	評価は、選定・評価委員会を開催し、書面による1次評価と提案事業者によるプレゼンテーション（ヒアリング）による2次評価を行います。その結果を踏まえ、新産業創造研究機構が採択プロジェクトを決定します。なお、2次評価へ進まなかった試作開発提案については、速やかにその旨を連絡します。選定に係る評価の視点については「募集要領」をご覧ください。

②選定・評価委員はどのような人がなっていますか。	成長産業育成コンソーシアムに関わる方から選任しております。評価の公平性を保つ必要から、選定・評価委員の氏名等は公表しません。
③採択決定はいつ頃ですか。	採択予定時期は6月下旬頃を予定しています。（「募集要領」に記載していますので参照してください。）ただし、採択決定の時期はあくまでも予定であり、前後する場合がありますので、ご了承ください。
④採択数はどのくらいですか。	採択数は特に限定しておりません。年度の予算総額等によります。
⑤不採択の場合にも通知がありますか。	不採択の場合にも、書面で通知します。なお、不採択の理由その他評価の経過等については、お答えできません。

5. 【試作開発提案書について】

質問	回答
①募集要領、試作開発提案書の入手はどうすればいいですか。	新産業創造研究機構（NIRO）ホームページから募集要領等をダウンロードできます。なお、募集説明会は特に計画しておりませんので、ダウンロードできない場合等必要に応じて事務局にお問合せください。
②英文での募集要領はないのですか。	本制度は、応募・評価等の採択プロセス及び成果の報告に至るまで日本語によることとしており、英文での募集要領は作成していません。
③インターネット（電子メール）で試作開発提案書は提出できないのですか。	電子メール等での提出には対応できません。試作開発提案書は記述内容を充分にご確認いただき、必ず期限までにご提出ください。 郵送・持参の別は問いません。
④持参と郵送で有利不利はありますか。	持参と郵送による取り扱いの違いはありません。ただし、郵送による提出については、不足する書類が著しく多い場合など、締切日までに受付できないこともありますので、提出に際しては十分ご注意ください。
⑤試作開発提案書を郵送した場合、締切日当日の消印は有効ですか。	消印有効ではありません。締切日の受付時間以降の到着は無効とし受理しません。持参の場合には締切日の受付時間内にご持参ください。締切を過ぎたものは、一切受付せず、ご提出頂いた資料は返送させていただきます。
⑥試作開発提案書の記載方法について不明な点がある場合は、相談に応じてもらえますか。	書類の書き方等のご相談に応じますので、募集要領の提出先（お問い合わせ先）にご連絡ください。
⑦設立後間もない法人で、直近2期分の財務状況が記載できないのですが。	可能な範囲で記載してください。また、試作開発提案書【様式5】の資金計画に、詳細な資金計画を記載してください。
⑧試作開発提案書の作成にあたり、フォーマットを変更していいですか。	試作開発提案書の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の分量に応じて項目の間隔等を調整いただくことは可能です。枚数指定をしていないものについては、ページ増減可能ですが、ページ数については「試作開発提案書チェックシート」に記載の枚数内としてください。

⑨不採択案件と同じものを次年度以降で再提案は可能ですか。	提案いただくことは可能ですが、不採択となった理由を検討し、内容を改善いただく必要があります。何ら内容を変更することなく再提案いただいても採択は困難です。
⑩試作開発提案書に経費根拠として見積書を添付する必要がありますか。	試作開発提案の段階では見積書を添付いただく必要はありません。
⑪提出した試作開発提案書の取扱いはどうなりますか。	採択・不採択いずれの場合も試作開発提案書は原則非公開です。ただし、採択された場合、提案事業者（代表者名）、プロジェクト・リーダー、試作開発プロジェクト名、試作開発の概要を公表します。なお、提出いただいた試作開発提案書は返却しません。
⑫この補助事業に異なる内容で複数の応募をしてもいいですか。	複数の提案をいただくことは可能であり、優れた案件であった場合、複数採択されることも考えられます。その際には、それらの案件が遅滞なく行われるかどうか提案事業者内でよくご検討ください。また、複数応募については、提案事業者だけでなく、プロジェクト・リーダーについても同様の考え方です。
⑬国等の補助や委託事業に類似又は同一内容で応募することは可能ですか。	類似又は同一の試作開発テーマで国等の補助や委託事業に応募いただくことは可能ですが、必ず、他に応募されている補助や委託事業の内容を試作開発提案書に明記してください。なお、同一の内容で複数の補助や委託を受けられませんので、その場合は、速やかにご連絡ください。既に同一の試作開発テーマで県や国等の補助や委託事業を受けたことがある、あるいは現に受けている場合は、本事業に重ねて応募いただくことはできません。試作開発提案書に虚偽の内容があれば、採択を取り消す場合もあります。

6. 【補助事業の実施について】	
質問	回答
①補助事業で採択された時に、新産業創造研究機構と契約等が必要ですか。また補助事業をいつから開始できるのですか。	新産業創造研究機構と特別な契約行為をしていただくことはありません。補助事業は、補助金交付決定日から開始可能となります。採択決定後、補助金交付決定手続き等が必要です。補助事業であるため、採択事業者が主体的に試作開発プロジェクトを進めていただく必要があります。
②補助金交付決定前に本事業のために執行したものは対象となりますか。	対象となりません。補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に発注等に着手したものに限りです。（なお、見積については事前準備と見なすことが可能なことから、補助金交付決定日以前のものでも対象とします。）
③補助対象とならない費用についてどのようなものがありますか。	申請いただいた試作開発内容以外に使用する経費、経理担当者等の間接的に携わる者の人件費、試作開発に直接的に携わる研究者にかかる各種手当や福利厚生費等は対象となりません。また、消費税、汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、事務机等）等も原則補助対象外です。振込手数料も原則補助対象外です。

④補助事業の中で、自社で製造し、社内で販売したものは補助対象となりますか。	相手が自社だけでなく、子会社（密接な関係を持つ関連会社を含む）、自社の従業員や役員個人であっても原則対象となりません。どうしても自社等の製品を補助事業で取得しないと当該試作開発が遂行できないという明確な理由がある場合は、個別にご相談ください。原則は対象外ですが、利潤や人件費等を除外した、当該製品の原材料費等について限定的に認める場合があります。
⑤採択事業者で発生する一般管理費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
⑥消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は原則対象外であり、消費税を含まない金額が補助対象経費となります。旅費・交通費は消費税を割り戻した金額で計上してください。その際は実費による交通費（切符）の支給、採択企業における旅費規程に基づく旅費支給、どちらにおいても消費税を割り戻してください。
⑦補助金の支払いはどのように行われるのですか。	交付決定後、帳票検査により費用処理が適切と認められた後、採択事業者より補助金請求書を提出いただき、採択事業者に精算払いをする予定です。
⑧講習会・学会等への参加費用は認められますか。	試作開発に必要な場合は認められますが、出張報告書と、試作開発プロジェクトにどのように反映できたか（役立ったか）を記載した資料の提出が必要です。
⑩海外出張はなぜ対象とならないのですか。	基本的に、限られた補助金額の中で、旅費の試作開発費に対する割合が大きくなることは、本事業の意図するところではなく、また、海外の場合、実績確認が難しいことから、海外出張は対象としておりません。

7. 【補助事業終了後の対応について】	
質問	回答
①補助事業終了後、何か報告する義務はあるのですか。	本格的試作開発への移行状況や製品化の進捗状況、国等の競争的資金への応募及び採択状況や特許等の取得状況等について、事業終了後5年間に渡り、ご報告をいただきます。また、取得財産の管理状況についても報告していただきます。その他、補助事業の成果を発表いただくことがあります。
②補助事業による取得財産の取扱い	補助事業終了後は管理台帳により管理していただきます。製品化開発を引き続き実施する場合は取得財産を有効に活用いただいても結構ですが、当該製品開発以外の目的に使用する場合には制限があります。その際には事前に承認が必要となり、場合によっては補助金を返納いただく必要がありますのでご注意ください。